

1. 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安

8月2日に開催された中央最低賃金審議会で、令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

答申のポイントは、都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCDの4ランクに分けて、引上げ額の目安を提示していますが、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県のAランクで31円、茨城、栃木、山梨、京都、広島などの11府県のBランクで31円、北海道、群馬、新潟、奈良、福岡などの14道県のCランクで30円、青森、福島、高知、大分、沖縄などの16県のDランクで30円の増とすることになりました。

今後は、各地方最低賃金審議会でのこの答申を参考にして、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上で答申をおこない、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなりますが、目安どおりに引き上げがおこなわれた場合には、東京都の新しい最低賃金額は1,072円、神奈川県は1,071円、埼玉県は987円、千葉県は984円、大阪府の新しい最低賃金額は1,023円になり、1,000円オーバーの最低賃金は3都府県になります。

仮に全都道府県で目安どおりに引き上げがおこなわれた場合の全国加重平均の上昇額は31円(昨年度は28円)となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。引上げ率に換算すると3.3%(昨年度は3.1%)となります。各都道府県の最低賃金の発効年月日は10月1日以降順次となりますが目安どおりとなるのでしょうか。



2. 産前産後休業・育児休業関連手続きの管理

会社で人事労務のご担当をされている方から、産前産後休業、育児休業に関して手続きとしていったい何をやるのか、というお悩みをお聞きます。産前産後休業、育児休業に関する手続きは主たるもので10あります(手続き名は事務所だより6月号参照)。育児休業に入ると原則2か月に1回の支給申請手続き、育児休業を終えて職場復帰するか、休業を延長するかの意思確認とそのため書類依頼などいどきにすべての手続きを済ませられるわけではありません。手続き時期も産前産後休業、育児休業を取られる方によって一人一人異なります。産前産後・育児休業に関する手続きは女性の場合お一人に2年半以上続く場合もあります。また産前産後・育児休業を取られる方が複数人重なると混乱することもあります。

産前産後・育児休業のご予定の方がおられましたらまずご依頼されている社会保険労務士へご連絡ください。自社で手続きされる際は各行政へご確認いただきますが、社会保険料(免除・月変)にかかわることは日本年金機構と健康保険組合です(健保組合が全国健康保険協会の会社は日本年金機構)。出産育児一時金、出産手当金は健康保険組合、育児休業給付金に関することはハローワークです。

産前産後・育児休業を実際にとられる方にとっては、いつなにを会社へ伝えなくてはならないのか、お金はいつ、いくらくらい入ってくるのかということも気になります。できれば産前産後休業に入る前に(休業直前だとバタバタするのでいわゆる「安定期」に入った頃に)人事労務担当者ご自身の確認の意味も込めて一連の手続きの時期と実際お金がいくらくらい支払われるか、休業中の連絡手段について休業を取られるご本人とお打ち合わせをされることをお勧めいたします。このことにより、休業を取られるご本人も安心することでしょうし、場合によっては会社の制度のヌケや見直し点も見つかるかもしれません。

● 編集後記 ●

今年は3年ぶりに徳島阿波踊りが、規模を縮小させて開催されました。最終的には残念ながら複数グループで感染者が確認されたそうです。高円寺も、伝統の灯を消さずにつないでゆきたい思いで、感染対策を厳重に行い、8月27、28日と2日間、人数を絞って会場での舞台踊りだけの開催となりました(沿道での演舞は中止)。以前のようにぎやかなお祭りはまだ少し先かもしれませんね。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山